

## 田川市情報公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田川市情報公開条例（平成4年条例第1号。以下「条例」という。）

第21条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(開示の請求、決定及び通知等)

第2条 条例第6条に規定する情報の開示請求並びに同第7条第1項から第3項までに規定する開示の決定及び通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 情報の開示請求 情報開示請求書（様式第1号）
- (2) 情報の開示をする旨の決定 情報開示決定通知書（様式第2号）
- (3) 情報の部分開示をする旨の決定 情報の部分開示決定通知書（様式第3号）
- (4) 情報の開示をしない旨の決定 情報非開示決定通知書（様式第4号）
- (5) 決定期間を延長する旨の通知 決定期間延長通知書（様式第5号）
- (6) 条例第7条第3項の規定を適用する旨の通知 決定期限特例通知書（様式第6号）  
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の通知)

第3条 条例第8条第1項及び第2項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る情報に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第8条第1項の規定による通知は、意見照会書（様式第7号）により行うものとする。

3 条例第8条第2項の規定による通知は、意見照会書（様式第8号）により行うものとする。

4 条例第8条第3項の規定による通知は、開示決定に係る通知書（様式第9号）により行うものとする。

(情報の閲覧又は視聴)

第4条 条例第9条の規定により情報の開示をする旨の決定を受けたものは、実施機関が定める日時及び場所において閲覧し、又は視聴しなければならない。

2 情報を閲覧し、又は視聴するものは、当該情報を丁寧に取扱い、汚損し、又は破損してはならない。

3 実施機関は、前項の規定に違反するものに対し、情報の閲覧又は視聴を中止させることができる。

(審議会諮問通知書)

第5条 条例第12条の規定による通知は、審議会諮問通知書(様式第10号)により行うものとする。

(費用負担)

第6条 条例第14条第1項ただし書に規定する写しの作成に要する費用は、次の表のとおりとする。ただし、写しの作成に用いる用紙の大きさは、日本工業規格A列3番以下とし、これを超える規格の用紙を用いた場合は、当該写しの作成に要した費用の額とする。

種別	費用の額
複写機により用紙に複写したものの交付	1枚につき10円
複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	1枚につき50円
電磁的記録をCD-Rに複写したもの	1枚につき70円

2 写しの送付に要する費用は、郵送料の実額とする。

(運用状況の公表)

第7条 条例第17条の規定による運用状況の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 毎年6月末日までに前年度分を公表する。

(2) 公表事項は、次に掲げるとおりとする。

ア 請求件数

イ 開示件数、部分開示件数及び非開示件数

ウ 審査請求件数

エ その他必要事項

(3) 公表は、広報紙への掲載により行うものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の田川市情報公開条例施行規則第5条の規定は、この規則の施行日以後に開示する情報に係るものから適用し、同日前に開示した情報に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年8月1日から施行する。ただし、条例附則第2項の規定による実施のための準備に関する規定は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

[様式略]